

第10章 都市環境

1 生活系排水

地域の住環境と公共用水域の保全には、生活系排水の浄化が大変重要です。本市では昭和55年に日野川左岸区域の下水について家久浄化センターでの処理が開始され、その後今立処理区、東部処理区が供用開始され、公共下水道による整備が進められ、令和5年度に概成しました。

また、6か所の農業集落排水事業と1か所の林業集落排水事業による整備が進められてきました。市総合計画の基本政策との整合を図り、地域特性等を考慮した適正な汚水処理施設の整備手法を選定するため、令和5年度に市下水道整備基本構想を改訂しました。

汚水処理人口普及率については令和6年度末現在で、95.1%であり、浄化槽区域での高齢者世帯や低所得者世帯など合併処理浄化槽への切替え困難である世帯が4%程度残っていることから令和17年度末での目標を96.0%としています。

※汚水処理人口普及率 (%)

$$= (\text{汚水処理施設の処理人口} / \text{総人口}) \times 100$$

表10-1 汚水処理人口普及率

(令和7年3月31日現在)

総人口	80,264人
汚水処理人口	76,356人
公共下水道	65,918人
農業・林業集落排水	3,290人
合併処理浄化槽	7,148人
汚水処理人口普及率	95.1%
令和17年度末目標	96.0%

(1) 公共下水道事業

本市では、昭和39年3月に公共下水道の都市計画決定を行い、最初に家久処理区について、昭和46年1月に国の事業認可を受け、昭和55年8月に家久浄

化センターで処理を開始しました。

また、東部処理区においては、平成11年4月に事業認可ののち、平成21年9月に水循環センターで処理を開始しました。

今立処理区においては、平成12年3月に都市計画決定を行い、平成12年5月に国の事業認可を受け、平成17年3月に今立浄化センターで処理を開始しました。

令和5年度末において公共下水道事業の整備は概成し、認可面積2,192haに対し整備面積が1,942.8haであり、整備率は88.6%となっています。水洗化率は91.1%であり、さらなる整備と加入促進が必要です。(資料編表3-25)

(2) 農業・林業集落排水事業

農業集落排水処理施設及び林業集落排水処理施設とは、農山村部における公衆衛生及び環境衛生の向上並びに水質保全を図るため設置された「排水処理施設」をいいます。

越前市では、昭和59年度から事業に着手し、農業集落排水事業により6地区（塚地区、北地区、平吹地区、白崎地区、安養寺地区、大塩・国兼地区）と、林業集落排水事業により1地区（中山地区）が完成し、供用を開始しています。

令和6年度末現在では、農業集落6地区の接続可能区域内戸数1,222戸のうち、1,104戸(90.3%)が、林業集落1地区の接続可能区域内戸数16戸のうち、16戸(100%)が接続を完了しており、農業・林業集落排水施設全体の接続率は91.0%となっています。

(資料編表3-26)

(3) 合併処理浄化槽事業

生活排水対策を効率的にかつ迅速に行うために、平成22年度に策定された越前市下水道整備基本構想

により、公共下水道の整備が困難な地域や、整備に長期間を要する地域においては、合併処理浄化槽の整備を推進することとしています。この合併処理浄化槽整備推進における設置者の負担軽減のため、設置費用に対する市独自の補助や修繕費などに対する補助を行っています。さらに一般社団法人越前市浄化槽維持管理協会に委託し、浄化槽の維持管理を適正に行うことで、合併処理浄化槽事業による水環境と

公共用水域の保全に努めています。

令和 6 年度設置補助基数	34 基
令和 6 年度末協会加入基数	2,896 基

2 自然とのふれあいの場

(1) ビオトープ

今日、環境に対する意識の高まりとともに、人と自然との共生が大きな課題とされています。人との関わりあいのなかで、存在する野生生物の生息・育成空間であるビオトープの確保を推進することは、生物多様性の保全と自然とのふれあいの促進につながります。

ビオトープとは、ギリシャ語の Bios (生命) + Topos (場所) が、ドイツ語の Bio (生き物) + Top (場所)

を意味する言葉として、Biotope (=「生き物の住む空間」) の言葉となった、ドイツ語の合成語です。市内には、村国山の押田公園、ハーモニータウン姫川公園、武生東小学校、家久浄化センターなど、全部で 54箇所のビオトープがあり、市民に身近に生き物とふれあえる場を提供しています。

また、子どもたちの、自然環境について身近で学べる場所としても重宝されています。